

社会福祉法人

菊陽町社会福祉協議会定款施行細則

(目的)

第1条 この施行細則は、社会福祉法人菊陽町社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）の施行に関し、必要な規定を定めるものとする。

(理事・監事・評議員の選出)

第2条 理事・監事・評議員は、町内において社会福祉に関係があり組織された団体・施設の代表者及び学識経験者の中から選任する。

2 団体・施設の代表者として選出された理事・監事・評議員において、所属の役員の交代が行われた場合は、速やかに理事会及び評議員会において改選する。

3 選任基準は、別表のとおりとする。

(資産の種類)

第3条 定款第20条第3項の運用財産は、次に掲げるものとする。

- (1) 財産目録に記載の財産
- (2) 補助金及び交付金
- (3) 会費
- (4) 寄付金
- (5) 資産から生じた収入
- (6) その他の収入

(会員、会費)

第4条 定款第17条に定める本会の会員は、一般会員と賛助会員とし、所定の会費を納入する。

- 2 本町に在住する町民を一般会員とし、会費を一世帯当たり年額 500 円とする。
- 3 一般会員で本会の目的に賛同し入会した者を賛助会員とし、一口年額 1,000 円を納入する。ただし賛助会員は、本人の申し出により退会することができる。

(特別会計)

第 5 条 本会の事業のうち福祉金庫、祭壇貸付事業及び高額療養費資金貸付事業は、特別会計を設けるものとする。

(審査委員会)

第 6 条 生活福祉資金の貸付事業を適正に行うため審査委員会を置き、運営に必要な事項は別に定める。

(規程及び諸規程)

第 7 条 本会の事業に必要な規則、規程については理事会、評議員会の決議を経て制定する。

附 則

この規定は公布の日から施行し、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。

この施行細則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

この施行細則は、平成 10 年 3 月 28 日から施行する。

部会及び委員会に関する規程

(目的)

第1条 この規程は定款第18条の部会及び委員会に関する事項を定めるものとする。

(部会及び委員会)

第2条 定款18条に定める部会及び委員会は、次のとおりとする。

(1) 総務部会

(2) 福祉部会（部会内に次の委員会をおく）

地域福祉活動推進委員会

広報委員会

(3) ボランティア部会

ボランティア推進委員会

2 部会及び委員会は、必要に応じて委員長が会長に諮ってこれを招集する。

3 部会及び委員会は、その活動を推進するための事業をすることが出来る。

(委員)

第3条 部会及び委員会の委員は、理事・評議員及び学識経験者の中からそれぞれ若干名を委嘱する。

(委員会役員)

第4条 部会及び委員会に次の役員を置く

(1) 委員長

(2) 副委員長

2 役員は、委員の互選とする。

3 役員の任期については、1年とする。

(委員会役員の仕事)

第5条 委員長は、それぞれの部会及び委員会を代表し会務を執行する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、事故あるときはその職務を代行する。

附 則 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

第2条3項 選任基準表

理事構成		評議員構成	
町	1	町	1
議会	1	議会	1
民生児童委員協議会	1	民生児童委員協議会	2
区長会	1	区長会（地区代表）	6
福祉施設	1	福祉施設	1
身障福祉協会	1	身障福祉協会	1
母子会	1	子供会	1
子供会	1	手をつなぐ心障害児者 親の会代表	1
教育委員会	1	教育委員会	1
老人クラブ連合会	1	老人クラブ連合会	1
婦人会	1	婦人会	1
ボランティア連絡協議会	1	ボランティア連絡協議会	1
商工会	1	公民館運営審議会	1
		生活改善グループ	1
		菊池地域農業協同組合	1
		更生保護女性会	1
		学識	3
		商工会	1
		保育園代表	1
人 員	1 3	人 員	2 7